平成22年10月1日

本部各部課長
各警察署長

三重県警察本部長

叙位及び死亡叙勲に係る上申事務手続要領の制定について (例規通達)

改正 令3総発第55号

対号 普通死亡者に対する叙位叙勲について (例規通達・昭和40年6月1日警人 発第198号)

栄典は、国家及び社会に対して功労があった者に国から授与されるものであって、長年にわた り危険な業務に精励した警察官等もその対象とされているところである。

このうち、死亡した者に授与される叙位及び死亡叙勲の上申については、死亡日を含め30日 以内に閣議に諮ることとされているため、内閣府への上申の期限を過ぎた場合、受章の機会を失 うことになる。

そこで、当該上申の事務手続の万全を期するため、別添のとおり「叙位及び死亡叙勲に係る上 申事務手続要領」を定めたので、その適正な運用に努められたい。

なお、対号例規通達は、廃止する。

別添

叙位及び死亡叙勲に係る上申事務手続要領

1 趣旨

この要領は、死亡者の生前の功労に報いるという叙位及び死亡叙勲(以下「叙位等」という。) の上申手続に関し必要な事項を定めるものとする。

2 職員等の死亡を認知した場合の措置

(1) 報告

- ア 三重県警察職員(以下「職員」という。)又は三重県警察を退職した者(以下「退職者」という。)の死亡の事実を認知した関係所属長(職員が勤務する所属の長又は退職者の居住地を管轄する警察署長をいう。以下同じ。)は、当該事実を警務部首席監察官(以下「首席監察官」という。)を経て速やかに報告するものとする。
- イ 警務部厚生課その他の職務を通じて職員又は退職者(以下「職員等」という。)の死亡 に係る情報を入手した所属の長は、当該情報を首席監察官を経て速やかに報告するものと する。

(2) 事実関係の調査

ア 関係所属長は、職員等の死亡の事実を認知した場合は、当該職員等の本籍、住所、氏名、 生年月日、死亡日時、死亡原因その他の参考事項について調査し、任意の報告書等により、 首席監察官を経て報告するものとする。

なお、死亡報告が遅延した場合は、遅延した理由についても報告するものとする。

イ 退職者の居住地が県外又は退職者の居住地と遺族の居住地の管轄が異なる場合などにおいては、指示された所属長が、前記アの調査を行うものとする。

3 上申

首席監察官は、関係所属長から死亡した職員等に係る調査結果の報告を受け、当該職員等が 叙位等の上申基準を満たしているか否かを調査し、基準を満たしている場合は警察庁を経由し て内閣府へ上申するものとする。

4 叙位等の受章決定後の措置

首席監察官は、警察庁から上申に係る勲記、勲章、位記その他の賜物を遅滞なく受領し、関係所属長又は指示した所属長を通じて、死亡した職員等の遺族等に受章決定を通知するとともに賜物を伝達するものとする。

5 関係団体等との連携

退職者の死亡の事実については、認知することが困難であることから、各所属長は関係団体 等に平素から協力を依頼するなど、当該事実を把握するための連携に努めるものとする。